研　究　紀　要

事　務　部　会

研究発表　「あなたの業務のサポートに～NotebookLM～」
【研究発表担当校】令和８年度中南支部研究発表グループ
青森県立弘前中央高等学校
青森県立弘前実業高等学校
青森県立弘前聾学校

【 発 表 者 】青森県立弘前中央高等学校　主 査　谷 川 裕 司
青森県立弘前実業高等学校　主 事　田 澤 慧 大 ・・・・・・ 1

講　演　「宮越家の歴史と文化遺産」
【 講　　師 】中 泊 町 博 物 館　館 長　齋 藤　淳 ・・・・・・ 8

部 会 の 動 き ・・・・・・

事　務　部　会

研究発表

「あなたの業務のサポートに～NotebookLM～」

【研究発表担当校】令和８年度中南支部研究発表グループ
青森県立弘前中央高等学校
青森県立弘前実業高等学校
青森県立弘前聾学校

【　発　表　者　】青森県立弘前中央高等学校　主査　谷川　裕司
青森県立弘前実業高等学校　主事　田澤　慧大

注：本文中「NotebookLM」は、現在「Gemini Notebook」に名称が変更されています。

１ はじめに

令和８年４月１日施行の旅費条例一部改正によって、旅費制度が大幅に変更されました。主管課から事前予告はあったものの、正式な改正通知が届いたのは４月中旬で、年度末・年度始の慌ただしい業務に追われる中では、私たち事務職員も改正内容すべてを把握することが難しく、全職員に改正内容を周知することが困難な状況でした。

そんな時、Google 社が提供するサービスの一つ「NotebookLM」に興味がわき、同じ Google 社の AI アシスタント「Gemini」にどのようなものか質問してみました。回答は以下のとおりです。

『一言でいうと、「自分がアップロードした資料だけを完璧に頭に叩き込んだ、優秀な個人秘書」のような AI サービスです。一般的な AI（gemini や ChatGPT 等）が「インターネット上の膨大な情報」から回答するのに対し、「NotebookLM」は「ユーザーが与えた資料（ソース）」だけを基準に回答するのが最大の特徴です。そのため、AI が嘘をつく現象（ハルシネーション）が起きにくく、非常に信頼性の高い情報整理が行えます。』

この「NotebookLM」に、旅費制度改正に関する資料等をソースとして提供することでその要点をまとめて解説し、「あれはどう変更されたんだっけ？」といった疑問に対しても回答してくれるのではないかと考え、旅費制度改正に特化したものを作成することにしました。

また、コロナ禍以降、若手職員の横のつながりが少なくなり、気軽に質問や相談する相手がいないという意見や、令和６年度事務職員研究大会全国大会で事務職員協会が作成した「学校事務マニュアル」をテーマに発表した際、DX に精通した講師の方からの「これを AI に学習させてチャットで質問できるようにすればさらに便利になるのでは？」という助言が作成の大きなきっかけとなりました。

２ 「NotebookLM」の作成

業務で使用するため、県教委から配布されている Google アカウントを利用して「NotebookLM」の作成を進めていきました。タイトルはなかなか良いものが思い浮かばなかったので「Ｒ８～旅費制度」としました。ソースは PDF、画像、ドキュメント、音声、ウェブサイトの URL 等各種形式のファイルを提供することができます。ウェブサイトの URL をソースとして提供する場合は掲載されているテキストだけがソースとなるため、統合庶務システム全体を取り込み、操作方法を解説してもらうことはできません。旅費制度改正に特化した「NotebookLM」の作成に当たって、提供したソースは以下のとおりです。（改正通知等は PDF ファイルで取り込みました。）

・H19. 4. 1　修学旅行実施基準
・H19. 5.31　一般職員の公務旅行における自動車使用について
・H23. 4.15　新規採用者辞令交付式及び新規採用者赴任時研修の旅費の精算について
・H24. 3.30　旅行命令及び復命の取扱い等について

・H30. 3.26　職員の旅行命令等について
・R 7. 3. 6　職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の運用について
・R 8. 3.31　旅費制度の改正に伴う取扱いについて（事務連絡）
・R 8. 4.17　旅費制度の改正に伴う関係条例等の改廃及び職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等に関する運用について
・R 8. 5.13　令和８年度人事異動に伴う赴任旅費に係る見積書の取扱いについて
・R 8. 5.25　旅行命令及び復命の取扱い等についての一部改正について（通知）
・R 8. 6. 1　暫定版 旅費質疑応答集
・R 8. 6.22　mail　辞令交付式の旅行について
・R 8. 6.22　info　IC 運賃の取り込み方法
・R 8. 6.24　info　【旅費のお知らせ】統合庶務システムでの旅費申請について（追加）
・R 8. 7.17　公用の宿泊施設等に宿泊する旅行の旅費の調整について(通知用)
・「統合庶務システムによる旅費申請操作マニュアル」（令和８年４月第 23 版）
・「統合庶務システムによる赴任旅費申請操作マニュアル」（令和８年４月第３版）
・令和８年度旅費支給日と概算旅費決裁期限
・統合庶務システムによらない旅費の支給事務手順（令和８年４月）
・統合庶務システムによらない旅費関係様式集（令和８年４月 23 次改訂版）
・旅費支出更正依頼手順書（依頼所属用）

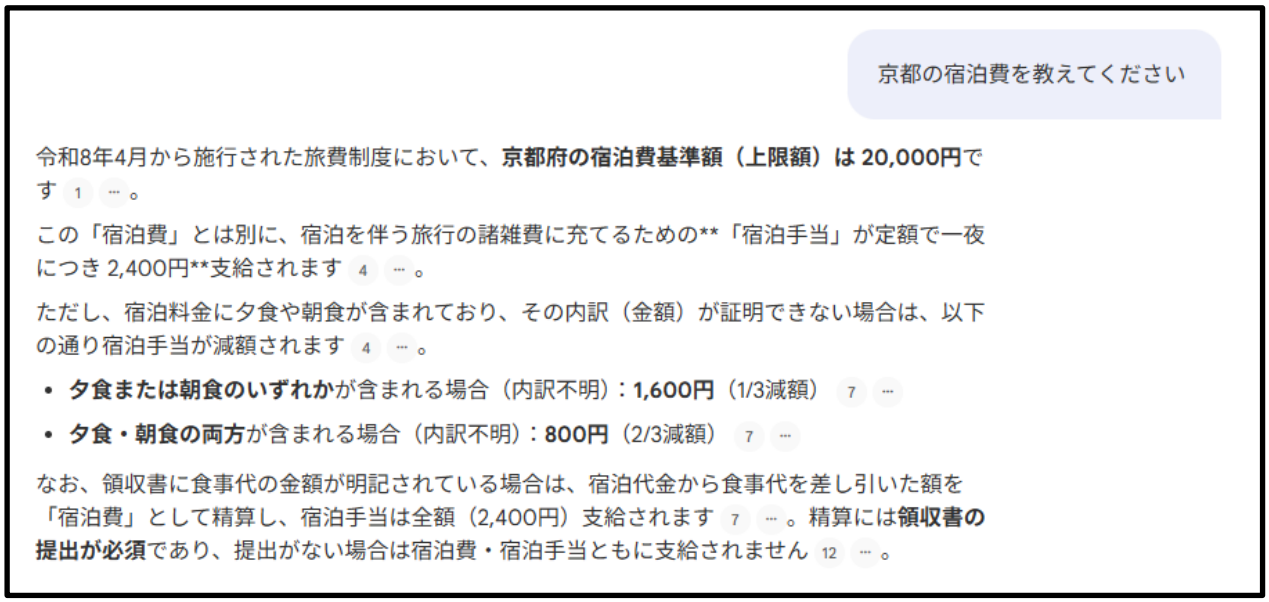
（令和８年７月 31 日現在）

「NotebookLM」の詳細な作成手順については省略しますので、ご了承ください。

３ 作成した「NotebookLM」の活用例

「NotebookLM」に影響したソースの中から必要な情報を横断検索できます。例えば「京都の宿泊費の上限は？」といった質問をすると、ソースを示しながら回答を得られます。

ソースが示されることでマニュアルのどのページを見ればよいか探す手間が省けます。



また、複数の通知やマニュアルにまたがる複雑な手順について、資料を統合し、まとめられた手順を示すことができます。「NotebookLM」に役割を付与することでよりよい回答を得ることができます。庶務システムへの旅費入力の手順をまとめてみます。

旅費支給担当者として回答してください。１泊２日の東京出張の庶務システムへの入力手順を提示してください。

旅費支給担当者として、統合庶務システムを利用した**1泊2日の東京出張（鉄道利用、概算請求）**の入力手順を提示します。東京都への旅行は「県外旅行」に該当するため、事前に金額が確定している場合は「概算請求」が可能です 1 。

以下の手順に従って入力を行ってください。

1. 旅費メニューの選択

- システムにログインし、「旅費管理」から**「概算入力」**を選択します 1 2 。
- 「旅費請求」欄に「概算」と表示されていることを確認してください 2 。

2.「行程1」シートの入力（1日目：出発から宿泊先まで）

旅行命令の基本事項と1日目の行程を入力します。

- **基本事項:**「用務（詳細まで記入）」、「旅行の形態（例：公署発・着）」、「支出科目」、「旅行期間」を入力します 2 … 。
- **目的地と宿泊先:**
  - 「用務先」に「東京都〇〇区」等の具体的な施設名を設定します 5 6 。
  - 「宿泊先」ボタンから宿泊施設名と所在地を設定します 2 … 。
- **宿泊情報の入力:**
  - **「宿泊チェック」**ボックスにチェックを入れます 2 5 。
  - **「宿泊手当」**をプルダウンから選択します（食事なしなら2,400円、内訳不明の1食付なら1,600円等） 2 … 。
  - **「宿泊費」に実費額を入力します。ただし、この画面では**東京都の上限額（21,000円）**までしか入力できません 5 … 。上限を超える場合は後述の「調整額等入力」で行います 11 12 。
- **経路の入力:**
  - 「乗換案内」ボタンを使い、出発地（公署等）から宿泊先までの鉄道経路を取り込みます 5 … 。
  - **「更新（住所、通勤方法情報）」**ボタンを必ずクリックし、住所や通勤情報を反映させます 2 … 。
- 入力完了後、画面下の**「次の行程」**ボタンをクリックします 15 … 。

3.「行程2」シートの入力（2日目：宿泊先から用務先）

- **「宿泊先 → 用務先」**となるように行程を入力します 17 18 。
- 入力後、画面下の**「帰着地」**ボタンをクリックします 15 ··· 。

4.「帰着地」シートの入力（2日目：用務先から帰着まで）

- **「用務先 → 帰着地（公署等）」**までの復路の行程を入力します 16 19 。
- **「週休・休日チェック」**ボタンをクリックします 11 ··· 。
- **「請求画面」**ボタンをクリックし、確認画面へ進みます 16 ··· 。

5.「旅費請求」画面での最終確認と提出

- **宿泊費の増額調整:** 実費が21,000円を超えており、公務上の必要性が認められる場合は、**「調整額等入力」**ボタンから差額（例：実費22,000円なら1,000円）と理由を入力します 5 ··· 。
- **証拠書類の添付:** 交通費や宿泊費の予約・手配金額が確認できる資料（予約画面の写し等）を電子データで**ファイル添付**します 23 ··· 。
- **提出:** 自動計算された総額と「決裁ルート」を確認し、**「請求」**ボタンをクリックして提出します 2 ··· 。

【留意事項】

- **領収書等の原本**は精算完了まで大切に保管してください 25 27 。
- ポイント（PayPay等）やマイレージを利用した分は、実費から差し引いて申請する必要があります 5 27 。

さらに、旅費制度の解説スライドを自動作成し、制度理解を深めることができます。





新旧制度・比較マトリクス

項目	旧制度（Before）	新制度（After）
鉄道賃	特急利用に距離制限あり	距離制限撤廃。公務上の必要性で支給可能
航空賃	距離制限あり	制限撤廃。4時間以上要する場合などで許可
宿泊費	定額支給	都道府県別の上限を設けた実費支給
諸手当	旅行雑費・食卓料あり	廃止し、「宿泊手当」に統合
手続き	定額のため領収書不要なケース多	実費精算のため原則として領収書必須

「実費支給」の基本ルールと注意点

職員が現金・クレジットカード・キャッシュレス決済で「実際に支払った額」を支給します。

支払いOK（対象）



現金、クレジットカード、キャッシュレス決済（PayPay等）の利用分。

割引扱い・支給対象外（NG）



マイレージ利用分、株主優待券利用分、各種ポイント利用分。

※これらを利用した場合は「割引」とみなされ、実際の支払額には含められません。

交通手段の選択ルール

鉄道



- 企画切符（トクだ値、キュンパス等）も実費支給の対象。
- 特急料金の距離制限撤廃。

※新幹線グリーン車・グランクラスは不可。

航空機



- 距離要件を完全撤廃。
- 以下の要件などで公務上の必要性が認められる場合に許可：
  - ✓ 旅行日数が減る
  - ✓ 深夜帰宅を回避できる
  - ✓ 最も安価な経路で4時間程度以上要し、費用対効果が高い場合

その他の交通費



- 私用車: 25円/km（変更なし）。
- タクシー・レンタカー: 公共交通機関がない、または緊急性等がある場合のみ実費支給。
- 駐車場・高速代: 公務上必要な場合のみ支給。

新・宿泊費の算定ロジック（基本方程式）

①宿泊費（実費） ＋ ②宿泊手当（定額） ＝ ①宿泊費（実費） ②宿泊手当（定額） トータル支給額

都道府県ごとに設定された基準額を上限として、現に支払った額を支給。

一律 2,400円／泊。宿泊に伴う諸雑費（夕朝食代の掛かり増し分含む）として支給。

包括宿泊費（宿泊パック）の扱い

交通費と宿泊代が一体となった「宿泊パック」も実費支給（上限は交通費＋宿泊基準額の合計）。自宅等に宿泊する場合は支給対象外。

宿泊費基準額マップ（都道府県別上限）



上限を超える場合の特例（例外規定）

以下の条件を満たせば、実費全額の支給が認められる場合があります。

1. 用務先から30分以内の宿泊施設のうち、2箇所以上の料金を比較（メタサーチ等）し、最も低額であると認められる場合。
2. 主催者から宿泊施設の指定があり、他への宿泊が困難な場合。

宿泊手当の減額ルール（食事代の扱い）

宿泊料金に夕食・朝食が含まれる場合、内訳の有無によって減額調整が行われます。

内訳が明らかな場合



宿泊料金 ¥15,000
食事代（朝食） ¥2,000
合計 ¥17,000

宿泊料金から食事代を差し引いて「宿泊費」とする。
宿泊手当は満額支給（2,400円）。

2,400円
宿泊手当（満額）

朝食のみ含まれ、内訳不明の場合（無料朝食含む）



宿泊料金 ¥21,000

宿泊費は実費のまま減額しない。
宿泊手当を1/3減額し、1,600円を支給。

1,600円
宿泊手当（1/3減額）

夕・朝食が含まれ、内訳不明の場合



宿泊料金 ¥21,000

宿泊費は実費のまま減額しない。
宿泊手当を2/3減額し、800円を支給。

800円
宿泊手当（2/3減額）

出張プロセス① 出張前（命令と手配）

Step 1 旅行の命令・依頼



旅費が発生しない旅行（県内100km未満の公用車利用など）は「旅行管理簿」を使用。

旅費が発生する旅行は「旅行命令簿」を使用。

Step 2 システム入力



原則「統合庶務システム」でデジタル処理。

乗換案内ソフトで検索される「最も経済的な通常の経路」を入力。

Step 3 概算払の申請



交通手段や宿泊の予約が完了し、金額が確定している場合のみ概算払が可能。

※予約画面等の添付必須。

出張プロセス② 証拠書類の収集ルール

実費精算のため、領収書等の証拠書類が精算の命綱となります。

【必須なもの】
（写し・ネット予約画面のスクショ可）

- 新幹線・特急料金、航空賃（搭乗証明書も必要）、宿泊費、タクシー・レンタカー代、駐車場・高速代。

※新幹線・航空機の領収書がない場合：普通列車の自由席運賃へと減額されます。宿泊費等の場合は支給不可となります。

【不要なもの】

- 普通列車（自由席）の運賃
- 路線バス等の運賃（運賃表で料金が客観的に示されるもの）

出張プロセス③ 帰着後の復命と精算

Point 1：宿泊の事実確認事務の「廃止」



従来行っていた宿泊施設への電話確認等は廃止されます。

※注意：虚偽申告等による不正受給が判明した場合、返納や懲戒処分の対象となります。適正な執行を自己責任で徹底してください。

Point 2：復命書の電子化



- 電子データで作成した復命書を、文書管理システムの「起案文書」に添付して決裁。
- 事務担当者への提出も、文書管理システム内の電子データ送付で完了します（紙の回覧は不要に）。

特例ルール① 通勤定期券・車通勤との調整

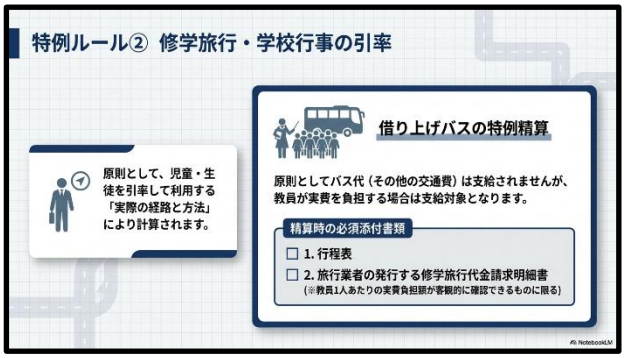


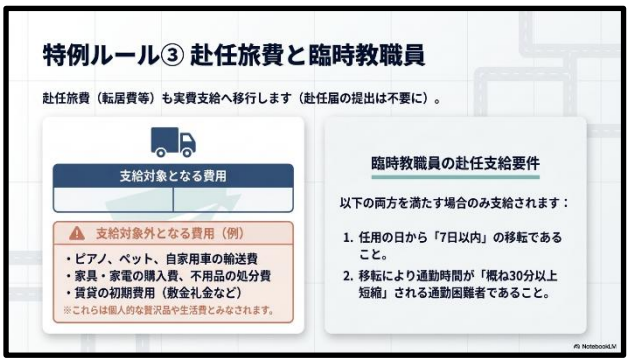
鉄道通勤者（定期券利用）

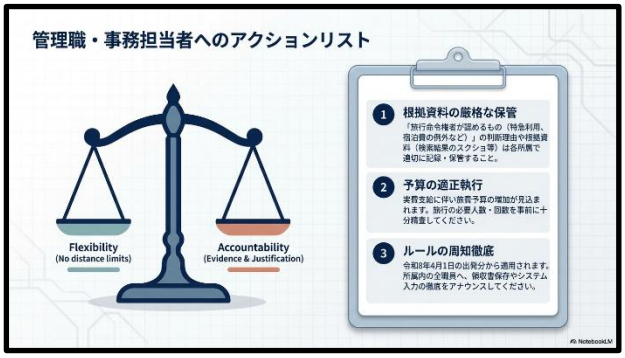
- 出張経路と通勤経路が重複する場合、定期券区間の運賃は相殺され支給対象外。
- 定期券利用区間で特急に乗る場合、自由席に限り特急料金のみ支給可能。

車通勤者（四輪交通用具）

- 通勤手当の認定距離を限度として、路程から差し引いて車賃を支給。
- 直行または直帰の場合は片道分、直行直帰の場合は往復分の認定距離をマイナス調整。

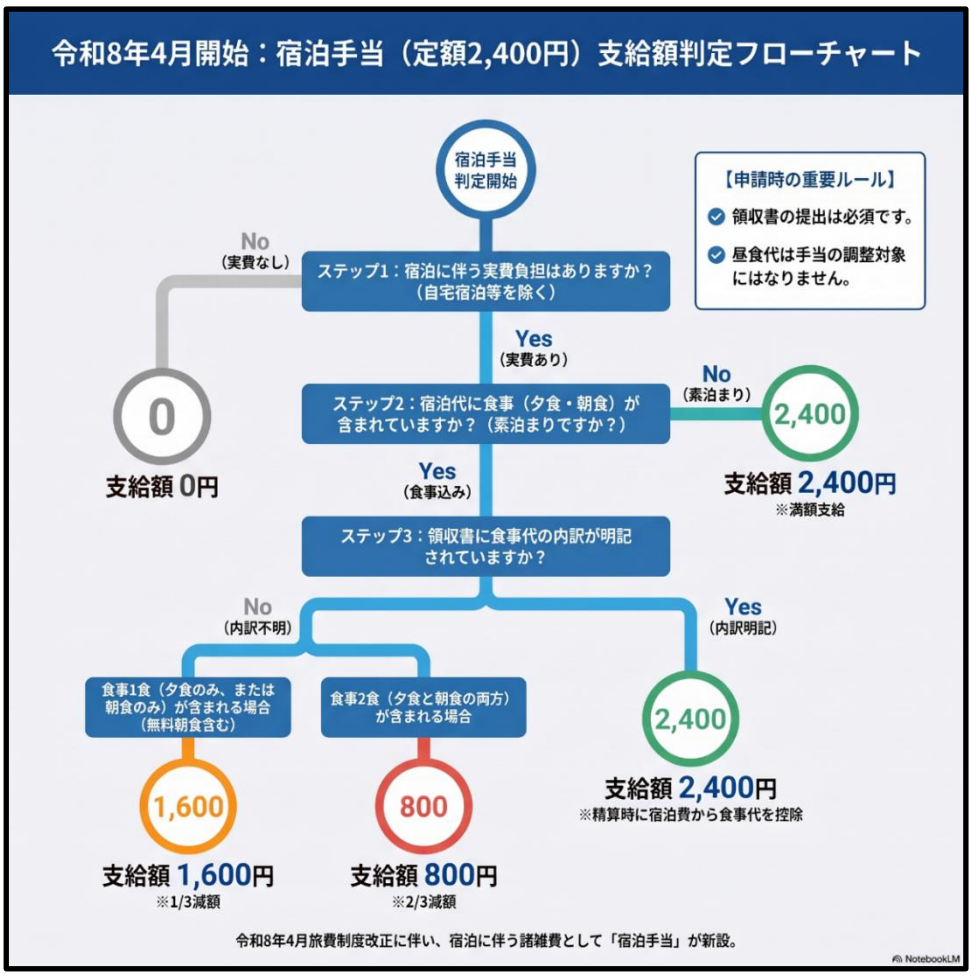






「旅費制度解説スライド」

また、宿泊手当チャートを自動作成し、職員への周知等を効率的に行うといった活用も可能です。



「宿泊手当判定フローチャート」

４ 使用感と課題

作成した「NotebookLM」を中南支部事務職員の利用希望者で共有し、使用感に関する簡単なアンケートを実施しました。質問は主に「知りたい情報を正確に回答してくれたか？」「どのような質問をし、どう回答を受けたか？」「うまくいかなかったこと、難しかったことはあるか？」「ソースとして追加してほしいものはあるか？」の４つです。

まず、「知りたい情報を正確に回答してくれたか？」という質問に対しては、「回答してくれた」が82%、「概ね合っているが、ズレがあるため確認が必要」が18%、「誤っていた」は０％という結果になりました。

次に、「どのような質問をし、どう回答を受けたか？」という具体的な利用例の質問には、非常に前向きな回答が多く寄せられました。

【寄せられた主な利用例】

・「概算請求時に必要な証拠書類は？」と聞いたところ、箇条書きで正確な回答があった。
・「高速道路使用の場合の添付書類を優しく教えて！」と聞いたら、正しく回答されただけでなく、システムの入力のコツまで正確に教えてくれた。
・試しに誤った情報を入れて質問したところ、誤った情報を指摘した上で正しい情報をくれた。資料に含まれていない範囲の質問については、「資料外の情報のため担当課に確認してほしい」旨の返答があった。

このように、与えられたソースのみを根拠に回答するという「NotebookLM」ならではの正確性が実際の利用でも確認されました。

一方で、さまざまな資料をソースとして提供できる「NotebookLM」ですが提供できるソースの数には上限があります。ソースの数が多い場合は、１つの PDF ファイルにまとめる等の工夫が必要です。また、１つのファイルの容量も200MB までと制限があるため、長時間の音声ファイルや解像度の高い画像ファイルは圧縮する必要があります。

しかも、冒頭でも登場した「学校事務マニュアル」のように業務全般の資料を取り込んだ「NotebookLM」を作成する場合、ソースのファイル数が膨大になります。制度改正によるソースの更新作業（メンテナンス）のことを考えると、すべてを１つのファイルにまとめて提供するのも現実的ではありません。そのため、今回のように「旅費制度」といった１つの分野に特化した「NotebookLM」を作成していくのが、現時点では最も効果的であると考えます。

特に懸念される情報漏えいのセキュリティに関して、県教委から配布されたアカウントを使用する場合は Google Cloud 利用規約第５条第２項によってデータが保護されるため、AI の学習やほかの用途にデータが提供・利用されることはないとされています。しかし、完璧に情報漏えいを防ぐためには個人情報等の入力や、それらが含まれるソースの提供は控えるべきであるという留意点もあります。また、「NotebookLM」の共有先の誤りや限定公開の URL をソースとして提供するなど人為的ミスは発生する可能性があります。

５ まとめ

旅費制度の大幅な改正をきっかけに「NotebookLM」の導入・検証をしてみたことで、膨大な資料の中から必要な情報を迅速かつ正確に導き出す AI の有用性を強く実感することができました。特に、ハルシネーションが起きにくいという特徴は、正確性が求められる学校事務において非常に大きな強みとなります。

「NotebookLM」には、ファイル数の制限や情報セキュリティへの配慮といったいくつかの課題はあるものの、紹介したほかにも自学用のクイズの作成や解説動画の作成、会議や研修の録音音声の要約などの機能があり、幅広い業務での活用が考えられます。そして、業務の分野ごとに特化した AI アシスタントを構築していくことは、今後の学校事務の効率化に大きな影響を与える可能性を秘めています。

こうした DX ツールを上手く活用していくことが、若手職員のサポートや横のつながりの補完、そして日々の業務負担の軽減につながるものと確信しています。今後も事務職員間で数多くのアイデアを共有し、より実用的な活用方法を模索していきたいと思います。

講　演

「宮越家の歴史と文化遺産」

【　講　師　】中泊町博物館　館長　齋藤　淳

１　はじめに

本日は中泊町尾別町という場所にある旧家宮越家の歴史と文化遺産について紹介させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

宮越家について簡単に述べますと、初代から７代目までは七兵衛という名前をずっと世襲しています。明治以降は違う名前がついていくのですが、江戸時代に七兵衛は地域を代表する豪農に登り詰めました。豪農の時代と言ってよいかと思います。それが明治時代に入ると、近代地主へと成長いたします。地主の時代ということになります。ところが戦後になりますと、農地改革によって、田畑をことごとく手放して、政府米の集荷業者へと転身し、現在に至って、現在のご当主は１２代目ということになります。現在宮越家に残されている文化遺産のほとんどは明治から戦前にかけての地主の時代、８代目の要三郎、９代目の正治時代のものがほとんどということになる訳です。

２　宮越家のルーツについて

そもそも宮越家のルーツは中泊町ではありません。それはどこかというと、加賀の国、現在の石川県南部地方となりますね。今から３５０年ぐらい前、米屋源兵衛という人物がこの加賀の国から陸奥の国の尾別村に移住したと言われております。

３　宮越家の始まりについて

戦国時代、加賀の国では浄土真宗、一向宗とも言うのですが、一向宗徒が結集して一揆を盛んに起こして、ついには守護大名を倒して宗徒が支配していた時期があります。そのため浄土真宗というのは、上杉謙信、朝倉氏、織田信長、そういった時の権力者から危険視され弾圧を受けるようになります。そうした弾圧から逃れて宮越家は津軽に移住した可能性もあるわけであります。いずれにしても３００年ほど前、米屋源兵衛の長女の婿、七兵衛が分家して現在のヤマシチ宮越家が始まりました。

宮越家は２代目の七兵衛の時から永来売渡証文が急増します。農地や山林、屋敷など買い取った証拠書類となるわけなのですが、これらが多数残されておりまして、ヤマシチ宮越家が農地を買い集めて、豪農へと成長していく足取りを辿ることができるようになっています。また、宮越家はこういった農林業の傍ら地域の教育や文化の振興にも尽力を尽くしたことが知られております。

例えば、２代目の七兵衛は、近くの神社で寺子屋を開設しております。尾別村には、当時、解脱庵という寺があったのですが、その鐘、梵鐘を寄進した米屋七兵衛が３代目七兵衛という風に考えられております。

また、飢饉が発生した時は、弘前藩は主な豪商、豪農から寄付を求めているのですが、その際６代目の七兵衛は２００両というお金、現在の額に換算すれば２０００万ぐらいでしょうか。そういったお金を上納しております。

更に明治維新後には失職する弘前藩士の救済策として四年買い上げっていう風な政策が行われます。領内の豪商豪農から１０町歩以外は余っている田として、半ば強制的に取り上げまして、それを失職する藩士に再配分するという政策になるのですが、この時、宮越家は３７町歩の田畑を提供しております。もともと４７町歩あった田畑が１０町歩に減ってしまいます。つまり家計が五分の一に縮小するわけです。

このように宮越家は経済的な苦境を抱えたまま、明治時代に突入することになります。そうした宮越家の危機を救ったのが、８代目の宮越要三郎という人物、宮越家では中興の祖というふうに称えられている人物であります。さて、先ほど紹介した四年買い上げによって窮乏したヤマシチ宮越家ですが、明治に入ると更に悲劇が続きます。

４　宮越要三郎について

最後の七兵衛、本名を太助というのですが、太助の妻キサは次女を生んだ後に２０歳の若さで亡くなります。残された長女のオヒサは１歳、妹のシモは３ヶ月の乳飲み子なわけです。これでは太助も困ってしまい、別家の井沼家から後妻を迎えることになります。これで一安心と思いきや、一難去ってまた一難、明治に入って直後、この７代目の七兵衛太助自身が３２歳の若さで亡くなります。残された長女のオヒサは１０歳。次女のシモは８歳にすぎないのです。さすがにこの年では、婿も迎えるわけにはいかないので、急遽養子を迎える事になるのですが、その白羽の矢が

当てられたのが要三郎という人物になります。そういうわけで、養子に入った宮越要三郎は８代目を継ぐことになります。

この宮越要三郎という人物なのですが、幼少時はですね、弘前の藩校稽古館っていうのがあるのですが、そこの教授を務めていた工藤他山という人物が中里村に開いた寺子屋で学んでおります。この寺子屋を終えた後、要三郎は金木屋呉服店で奉公に上がります。当時の若者はこの金木屋で、商売のいろはやネットワークを培って独立していったわけです。

耕春山宗徳寺というお寺に金木屋の御曹司の歴代の墓があります。その墓の前にある立派な石灯籠の台座部には、名前が刻まれておりまして、この中に宮越要三郎の名前が見えます。一代で１５０件あまりの土地を買い集めて宮越家を近世豪農から近代地主に発展させたということになります。

また、銀行であるとか、鉄道など、近代的な分野に投資し、宮越家を近代地主へと成長させました。こうして要三郎は宮越家を立て直し、明治３０年の北津軽では十本の指に数えられる大地主となっています。

５　宮越正治について

続いては宮越家を立て直した８代目要三郎の後を継いだ９代目の宮越正治について紹介させていただきます。

明治２年、宮越家に養子に入った要三郎は、明治５年、７代目七兵衛の忘れ形見のオヒサが１３歳の誕生日を迎えるのを待って夫婦になります。

そして、その翌年には長男の幸太郎が生まれます。幸太郎が２歳の時にオヒサは１６歳の若さで亡くなります。そうすると要三郎がどうするかというと、今度は妹のシモと夫婦になります。シモは５人の子供に恵まれますが、無事成長したのは長女のシウンと三男の正治ということになります。この後、次々と宮越家に不幸が訪れます。まず正治の実母のシモが、正治が６歳の時期、３０歳の若さで成仏いたします。更に非常に優秀で要三郎も目をかけていた長男の幸太郎が、明治２７年、２１歳の若さで病没します。更にその翌年２８年には長女のシウンが１６歳の若さで亡くなります。 こうして、唯一残された正治は１０歳の時点で、跡取りになることが決定づけられたということになります。

正治が１７歳の時に、五所川原湊の名家平山家のお嬢様のイハ１３歳と結婚をいたします。この正治の奥様イハの実家の平山家をめぐるネットワークというのは非常にすごいものがあります。イハの長兄、一番上の兄は平山為之助、後の衆議院議員などを務めた人物です。そして、イハのすぐ上の兄修二郎は、貴族院の議員になっております。こうした平山家を巡るネットワークを活用して、北郡の大地主達は成長を続けていたということになるわけです。

６　宮越正治の交流について

続きまして、宮越正治の文化遺産を紹介してまいります。

まずは書簡、手紙ですね。正治は当時の一流の文化人達と文通していたことが分かっていますが、そうした文化人達との大量の手紙そのものが、貴重な文化遺産と評価されております。横山大観、下村観山、上村松園、鏑木清方、平福百穂、竹久夢二といった日本画家であるとか、尾崎紅葉、幸田露伴、与謝野晶子の夫である与謝野鉄幹といった人達、我が国最初のステンドグラス作家である小川三知や日本画家にして庭園作りにも定評のあった橋本関雪などとも密接に交流していたことが知られております。

また、正治は美術品も収集しておりました。お茶道具は約１００点所有しており、野々村仁清の茶入れとか、あと千利休が作った茶杓、そういったものも所有していたことが分かっています。更に、日本画や書についても橋本関雪の山水図であるとか、こういったものを１００点ぐらいの所有していました。

こういったものが、どのぐらいの価値があるかということにつきましては、資料が残っています。それによると、大正時代を通じて、美術品の収集費用は１５万円に及ぶというふうに書いております。

恐らく大正時代の１５万というのは、現在の価値に直すと１０億円ぐらいの価値があるだろうと考えられています。ですので、宮越正治は１０億円のお金をかけて、お茶飲みであるとか、書、そういったものを集めていたことが分かるわけであります。

７　建造物について

続いては正治が関わった建造物を見てまいりたいと思います。

大正９年、宮越正治はイハ夫人、かぞえ３３歳の誕生祝いと、３３歳というと、女の人は大厄ですよね。その厄払いを兼ねて、離れ詩夢庵をプレゼントしました。この離れは大正９年に完成しております。こちらの離れは平屋で非常に小規模な建物で四間しかないのです。４つの部屋しかない小さな離れになるのですが、使われている建材であるとか、建具、調度、そういったものは一流品が使われております。

また、弘前の宮越家別邸にあった茶室を昭和４年に中泊の尾別のお庭の中に持ち込んで、松濤亭というふうに名付けたという風に言われております。茶室の松濤亭は北側に八角形の窓、そして西側に四角形のガラス障子が入っています。北側の八角形窓からは、お庭とあと離れ詩夢庵が見えたはずです。茶室松濤亭の西側には、自分で所有していた田んぼが広がっておりました。松濤亭があった頃は西側のガラス窓からはご覧のように時折木材を運搬する蒸気機関車、そういったものも見えたかと考えられます。

８　ステンドグラスについて

続いては、ステンドグラスを紹介したいと思います。離れの詩夢庵には、３点のステンドグラスが配置されておりますが、いずれも我が国最初のステンドグラス作家小川三知という人の作品になります。宮越家には５月２３日付けの小川三知の手紙が残されておりまして、この中で三知はステンドグラスの制作のモチーフを書き連ねております。三知によりますと、寒々しい冬の風景がステンドグラスに入るとひっそりと冬の寂しい風景を温和にして、快適な光景にする効果があると言っています。また三知は、このデザイン画を送っているのですが、当初のデザイン画では白木蓮だけっていう風な案もあったことが分かります。結局正治は白木蓮に紫陽花とハゼを加えた現在の四季花木障子のデザインを採用いたしました。そういうわけで我々は現在の素晴らしい四季花木障子のステンドグラスを鑑賞することが出来るという訳であります。

続いて、円窓の間「十三潟景観」です。こちらの方は四季花木障子と打って変わって、緻密な構成のステンドグラスとなっております。こちらのステンドグラスは西の方に面しているので、例えば夕焼けの日には、空と水面が真っ赤に光り輝いています。特に水面はキラキラ輝いているように見えるかと思うのですが、裏の方から二重三重にガラスを貼り合わせたラファージ技法という当時のアメリカの最新技法が用いられたことによって、実現しております。

また、こちらの方は水辺の情景ということになります。風に揺らぐ、柳の木に止まるのが鋭い目とくちばしを持つカワセミの雄です。柔らかな植物と鋭い動物のコントラストということで、三知ならではのステンドグラスとして評価されております。実際に宮越家のお庭にはですね、夏になるとカワセミが飛んできます。あと、かつては柳も生えておりました。ですので、実際に風景を切り取ったステンドグラスという風に理解されております。この時代のガラスも西の方に面しているので、西日が反映して非常に美しい感じになります。

９　襖絵について

続いては、襖絵の紹介になります。離れの詩夢庵には全部で１８面の襖絵が残されております。最初紹介するのは、円窓の間という部屋を飾る、竹図というふうな襖絵になります。こちらの方は、風に揺れる非常に柔らかい竹を描いた作品ということになります。作者のサインが入っていないのですが、実はこれとよく似た作品がアメリカのシアトルの美術館にあることが知られています。シアトルの竹と宮越家の竹図のニス、書き方両方そういった物がそっくりだから同じ作者が描いた物だろうという風に言われています。宮越家の竹図には落款というサインが入っていないのですが、シアトルの方には落款が入っています。この部位に作者のはんこが押してあって、狩野宗源重信という人物の物であると判明しております。宮越家の竹図についても狩野宗源重信が描いた可能性が非常に高いと言うことがいえるかと思います。

続いては、名所風俗図という８面の襖絵を紹介したいと思います。清見潟という静岡県の方になりまして、東海道のお寺や興津宿という東海道五十三次の宿場町や有名な三保の松原などが描かれております。左の方には、この塀で囲まれた松が描かれておりまして、天女伝説で有名な羽衣松と言われております。ほぼこちらの方は興津宿と三保の松原を描いたもので間違いないと言われております。

もう１つ４面の名所風俗図があるのですが、最近の研究で同じく静岡県の三島宿から箱根にかけての風景を描いた物だろうと推察されています。下半分に海が描かれており、駿河湾という風に指定されています。更にそこに面したのが三島宿で、右の端の方には箱根に至る急な坂道が描かれておりまして、恐らく箱根、三島を描いた物で間違いないと言われております。

ただ、これが興津と三島を描いた物であるという風になると、現在と並びが変わって参りまして、左の方に興津、右の方に三島宿と配置されることが推定されます。この三保の松原にしても富士山の名所ですから、本来はその真ん中に富士山を描いた絵があった可能性が最近指摘されております。

最後に紹介するのは、豪華絢爛な春景花鳥図というものです。咲き誇る桜やキジの親子を描いた作品ということになります。こちらは竹図とよく似た作品が知られています。それは皆さんご存じかと思いますが、大英博物館にある秋冬花鳥図という秋冬を描いた作品になります。この宮越家の春景花鳥図と大英の秋冬花鳥図は元々、同じ部屋を飾っていたと言われています。池と中島が繋がっていますし、それと梅の描き方がそっくりですので、元々ぴったり繋がって置かれていたに違いないだろうと言われています。何より、一番の証拠がこの引手という手をかけるとこが、

大英も宮越家も全く同じ三つ巴紋という風なデザインになっておりまして、同じ部屋にあったという有力な証拠となっています。これらの襖絵はですね、元々奈良県にある談山神社の一室を飾っていたと伝えられています。この神社については、由来が残されております。

６４５年に豪族、蘇我入鹿という人物がいました。豪族ながら天皇家を上回る権力を握っていたのですが、皇極天皇の息子の中大兄皇子によって宮中で暗殺されて、権力は天皇家へと戻ってきました。それをさせたのが藤原氏の始まりである中臣鎌足でありました。そして、宮中クーデターを練ったのは談い山と書かれています。中臣鎌足と中大兄皇子がこの談い山で企てていたと言われています。この談い山の麓に鎌足が亡くなった後に鎌足を奉る妙楽寺というお寺が建てられることになります。麓の部分に学頭屋敷竹林坊という建物がありまして、そこにこの寺全域で一番偉いお坊さんが居た訳であります。妙楽寺は、明治維新後、談山神社と名前を変更することとなります。現在は建物が無く、石垣が残っている状態です。全然、襖絵の手がかりはないように思われたのですが、最近重要な資料が発見されました。

学頭屋敷の間取り図です。注目するのが、部屋の名前です。この学頭屋敷の部屋の名前が花鳥の間に富士の間というのが続いてあるというのが分かりました。ということは、富士の間には宮越家の名所風俗図と富士の絵を配置した可能性が高いことが推定されますし、また、花鳥の間には大英の花鳥図と宮越家の花鳥図が繋がった状態で配置されていた可能性が高いことになろうかと思います。

10　庭について

最後になりますが、正治の文化遺産としてお庭の方を紹介させていただきます。正治が作った庭園は今年の２月１７日に国名勝に決定しております。この庭園、静川園と名前が付いているのですけど、３つの庭園から構成されております。１つ目は散策して味わうお庭、２つ目は離れ詩夢庵から眺めて楽しむ鑑賞のお庭、そして３つ目は要三郎が明治前期に作った庭園となります。この内、３つ目は要三郎が作った一段階古いお庭ですが、残り２つは正治が大正時代に新たに作った大きな庭ということになります。こちらの庭は詩夢庵が作られた大正９年前後から造園始まったと考えられます。大正１５年の宮越正治を紹介する東奥日報の記事が残されており、宮越正治が直接指揮してお庭を作り上げられたものと考えております。正治が作ったお庭は西側に開けた特徴が非常に素晴らしいとされ、かつて自分の持ち場であった津軽平野の北部が一望できる訳であります。特に夕日が屏風山に沈む様は非常に美しいことが知られております。そして、更に一方１８０度回転して東側を見ると、尾別地域の聖地を借景としていることが分かります。こういった聖地を借景として取り込んでいるのが、正治の作った庭の特徴の一つとなっております。

また、ステンドグラスと一体化した横庭と言われる庭も特に秀逸だという評価を受けています。日本あちこちに庭はありますが、ステンドグラスと一体化した庭は日本の中でもここだけという評価を受けています。総じて、宮越正治が様々な文化人との交流を通じて培った美意識や思考に基づいて自ら指揮して作り上げた近代庭園住宅として優れていると言われています。中泊町では初の国指定文化財となったほか、県内では9件目の国指定名勝ということになります。国内では本州最北の国指定名勝となっております。

また、宮越正治は自分の漢詩集を３冊昭和のはじめに刊行しております。ただ漢詩を書いたものではなく、全部日記になっております。日記を漢詩に変えて書いてみて、この漢詩集を解読することで、昭和の初め頃の宮越家の様子がよく分かるようになっております。正治はこの漢詩集の中で自分の作った庭についても漢詩を詠んでおります。特に雨、霜、風という風な語句が非常に多く登場しまして、正治が好んだお庭の風景が読み取れるようになっております。この宮越正治とイハの２人の理想郷である静川村荘、つまり詩夢庵と静川園を合わせた物を静川村荘という言い方を正治はしているのですが、その晴れ舞台が大正１５年の後に訪れます。

大正１５年の１０月１５日、逓信大臣がわざわざ宮越家に立ち寄って宿泊するという風な事が起こります。宮越家の伝承では、１０月１５日の夕方、人力車で大臣が到着したと伝えられています。この後勢揃いで記念写真を撮っています。更に、お庭の方に移動して談笑し、記念写真を撮ったということになっています。その後、詩夢庵、離れの中に入って、お茶会をし、接待後に宴会をしたと伝えられています。そして、翌日起きた際に大臣が筆で書いた物があって、それが静川碑という石碑になったのです。現在も残っております。

そもそもこの静川園、静かな川の園の由来につきましては、宮越家が所在する尾別という集落にちなんでいます。この尾別とはアイヌ語であり、静かな川の流れるところという意味合いなのです。そこから、宮越正治が静川園と名付けたという風に言われております。この大臣を迎えて栄華を極めた宮越家なのですが、その後ちょっとした不幸が訪れます。

11　東京への転居と帰郷について

順風満帆だった静川村荘ですが、突如として嵐が吹き荒れます。昭和４年の村長選による政争があり、宮越夫妻は

地元に居られなくなって、昭和６年に東京へ引っ越すという事件が起きます。
２人は東京中野区の庭園付き２階建て住宅に住んでおりました。時には温泉やスキーにも出かけており、一見、悠々自適の生活にも見えますが、正治は故郷への思いを託した漢詩を五所川原の西北新報というローカル紙に寄稿しております。
また、絵も残しており、東京で故郷を思い浮かべながら、故郷のたれる稲穂を描いたり、大好きだった岩木山や十三湖の絵を描いたり、大好物であった十三湖産のシジミの絵を描いたりしておりました。
ただ、残念ながら、正治は故郷の尾別に戻ることはありませんでした。再び、尾別に帰るという願いは叶わず、正治は昭和１３年の冬、東京で５２歳の生涯を閉じます。正治が亡くなった後、２人の子どもを抱えたイハは持ち家を売却して高円寺の借家に転居します。時は太平洋戦争のさなかですから、刻々と悪化する戦局の中で耐えられず、昭和２０年イハは子どもを連れて尾別に帰郷します。その後は４０年間にわたって短歌を詠みながら一人で生き抜きました。そして、昭和５５年９１歳の生涯を閉じることになります。
宮越家は戦後、苦しい時代を迎えました。地主の時代は終わりを迎えて、政府米の集荷業者に転身して宮越家の安泰を図ることとなりました。地域の人々は何かあれば宮越家に集まり、お庭の手入れをボランティアしたと伝えられております。

12　まとめ

宮越家が代々残して地域の人々が保護してきた数々の文化財は今なお光を放っておりまして、一般公開や展示活動、そういった物を通じて、中泊町や北津軽郡、青森県そういった地域社会に元気を与えております。中泊町としましては、正治夫妻が夢見た静川村荘を復元したいという風に考えておりまして、大正ロマン溢れる文化遺産であるとか、２人の物語も次世代に継承していきたいと考えております。そして子どもたちが、中泊町といえば宮越家がある町ですと胸を張って堂々と言えるような町作りを今後続けていけたらと考えております

部　会　の　動　き

自　令和８年４月
至　令和９年３月

令和８年４月２４日　総会　　青森市　　ウェディングプラザアラスカ
部会役員選任
部 会 長　田　村　滝　子（青森県立八戸商業高等学校）
副部会長　笠　井　和　良（青森県立青森高等学校）
同上　　中　山　善　貴（青森県立弘前南高等学校）
同上　　山　谷　泰　章（青森県立五所川原工科高等学校）

令和８年６月１９日　運営計画検討①
７月２９日　運営計画検討②

８月２８日　研究大会　五所川原市　プラザマリュウ五所川原
開会式
研究発表
「あなたの業務のサポートに～NotebookLM～」
研究発表担当校　　令和８年度中南支部研究発表グループ
青森県立弘前中央高等学校
青森県立弘前実業高等学校
青森県立弘前聾学校

発　　表　　者　　青森県立弘前中央高等学校　主査　谷川　裕司
青森県立弘前実業高等学校　主事　田澤　慧大

講　　演
演題　「宮越家の歴史と文化遺産」
講師　中泊町博物館
館長　齋藤　淳　氏

閉 会 式

研　究　テ　ー　マ

紀要集	年度	研　究　テ　ー　マ	会場	会員数	大会参加者数	大会発表者数
40	(平成) 7	学校事務職員の価値ある未来像をめざして	十和田湖パークホテル	299	133	4
41	8	同上	深浦町民文化ホール	305	141	4
42	9	教育の改革と発展をめざして	大鰐町おおわに山荘	305	152	4
43	10	同上	古牧第２グランドホテル	312	151	4
44	11	同上	八戸プラザホテル	313	158	4
45	12	同上	むつグランドホテル	309	135	4
46	13	同上	ホテルサンルート五所川原	295	126	4
47	14	同上	弘前パークホテル	296	137	4
48	15	同上	青森厚生年金会館	294	143	4
49	16	同上	八戸プラザホテル	290	134	4
50	17	同上	三沢市 グランヒルつたや	286	111	4
51	18	激動の時代　今私たちにできることは	ホテルサンルート五所川原	270	119	4
52	19	同上	弘前パークホテル	253	125	4
53	20	同上	青森市 ウェディングプラザアラスカ	250	134	4
54	21	同上	八戸プラザホテル	243	129	4
55	22	同上	青森市 ウェディングプラザアラスカ	241	123	2
56	23	同上	青森市 ウェディングプラザアラスカ	234	109	2
57	24	同上	青森市 ウェディングプラザアラスカ	237	117	2
58	25	同上	青森市 ウェディングプラザアラスカ	229	106	2
59	26	教育の改革と発展をめざして ～学校経営事務の充実～	青森市 ウェディングプラザアラスカ	235	91	2
60	27	同上	青森市 ウェディングプラザアラスカ	228	117	2
61	28	同上	青森市 ウェディングプラザアラスカ	229	105	3

62	29	同上	青森市 ウェディングプラザアラスカ	233	102	3
63	30	同上	青森市 ウェディングプラザアラスカ	233	109	2
64	（令和） 元	同上	八戸プラザホテル	239	106	2
	2	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		241		
65	3	教育の改革と発展をめざして ～学校経営事務の充実～	プラザマリュウ五所川原	232	85	1
66	4	同上	弘前パークホテル	203	82	1
67	5	同上	青森市 ウェディングプラザアラスカ	197	75	1
68	6	同上	八戸プラザホテル	185	79	1
69	7	同上	サン・ロイヤルとわだ	244	68	1
70	8	同上	プラザマリュウ五所川原	194	78	1